

東京都北区チャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱

18北地産第704号
平成19年3月23日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、区内商店街の空き店舗を活用して事業を行う起業家に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、地域に根差した起業家を発掘し、育成するとともに、地域のにぎわいの創出と活性化を図り、もって区内産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「起業家」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）による法人設立届出書若しくは所得税法（昭和40年法律第33号）による個人事業の開業・廃業等届出書（以下これらを「届出書」という。）を提出して1年未満の個人又はいまだ届出書を提出していないが、第7条に規定する申請書を区長に提出した日の属する年度内に届出書を提出する個人をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、区内商店街の空き店舗を活用した事業で、次に掲げるものとする。

(1) 小売業、飲食業又はサービス業の店舗運営（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用がある業種を除く。）

(2) その他区長が必要と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、この要綱による補助金の交付の対象外とする。

(1) 事務所・倉庫事業

(2) 社名又は代表者変更による事業

(3) 親に代わって、子その他当該親の親族が経営者となる事業

(4) 仮設テント又は仮設店舗で行う事業

(5) 区長が適切でないとは判断した事業（ナショナルチェーン、フランチャイズチェーン等の加盟店、支店、インターネット販売のみを行うもの等）

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助金の交付の対象となる事業を実施するために要する店舗の賃貸料で、区長が必要かつ適当であると認めたものとする。

(補助対象期間)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）

は、店舗を開店する日から起算して1年間を限度とする。

(補助率及び補助限度額)

第6条 この要綱による補助対象期間内における補助金は、月を単位として計算し、当該の補助金の月額、店舗の賃貸料の月額の2分の1の額又は5万円のいずれか低い額とする。ただし、補助対象期間内において1月に満たない月がある場合における当該月の補助金の額は、本文の規定による補助金の額を日割りによって計算した額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする起業家（以下「交付申請者」という。）は、区長が定めた期間内に、東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。この場合において、交付申請者は、交付申請をする前に北区経営アドバイザーによる経営相談を受けるものとする。

2 交付申請者は、前項の規定による申請書の提出後速やかに、出店予定場所が存する商店街の代表者と面談し、事業計画を説明するものとする。この場合において、当該商店街の代表者は、交付申請者の説明を受けた後、東京都北区チャレンジショップ支援事業意見書（別記2号様式）を作成し、区長に提出するものとする。

3 交付申請者は、補助金の交付申請日以降に店舗を開店する者に限る。ただし、次項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4 この要綱による補助金の交付を受けた起業家は、再度この要綱による交付申請をすることができない。ただし、補助対象期間が年度をまたがり、継続して補助金を受けようとするときは、この限りではない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項ただし書の場合においては、第1項の規定による経営相談並びに第2項の規定による事業計画の説明及び意見書の提出は、これを省略することができる。

(審査会の設置)

第8条 区長は、この要綱に照らし補助金の交付について審査するため、チャレンジショップ支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の運営については、地域振興部長が別に定める。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 区長は、第7条第1項の規定による申請及び同条第2項に規定する意見書の提出があったときは、審査会の意見を踏まえ、補助金の交付の可否を決定する。ただし、同条第4項ただし書の場合においては、同条第1項の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、補助金を交付することと決定した起業家（以下「交付決定者」という。）に対しては、東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、交付しないことと決定した起業家に対しては、東京都北区チャレンジシ

ョップ支援事業補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 区長は、前条第1項の規定により交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請した年度の末日までに開店すること。
- (2) 店舗を開店したときは、速やかに東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金店舗開店届(別記第5号様式)を提出すること。
- (3) 交付決定者は、補助対象期間内に、区長が指定する専門家による経営診断等を受けること。
- (4) 補助金を補助事業の目的以外に使用しないこと。
- (5) 商店会(東京都北区商店街の活性化に関する条例(平成18年6月東京都北区条例第42号)第2条第3号に規定する商店会をいう。以下同じ。)に加入するよう努めること。
- (6) 商店会等が行う地域活動に可能な限り、積極的に参加及び協力すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が定めた条件

(申請の取消し)

第11条 交付申請者は、第7条の規定により補助金の交付申請をした後に、当該交付申請を取り下げるときは、東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金交付申請取下げ書(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、第9条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金交付申請取下げ書(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第12条 交付決定者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ東京都北区チャレンジショップ支援事業変更等承認申請書(別記第7号様式)により申請し、区長の承認を受けるものとする。ただし、事業の内容を変更する場合で軽微なものについては、この限りではない。

2 区長は、前項の承認をしたときは、東京都北区チャレンジショップ支援事業変更等承認書(別記第7号様式の2)を、交付決定者に交付するものとする。

(事故報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況その他必要な事項について、東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金事故報告書(別記第8号様式)により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象期間のうち、4月から9月までの月の分は9月に、10月から3月までの月の分は3月に、速やかに東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金実績報告書（別記第9号様式）を、区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき額の補助金を確定し、東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により、補助金の交付決定内容及び条件に適合しないと認めるときは、東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金交付決定取消し通知書（別記第11号様式）により、それぞれ交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助事業に要した経費により算出した金額又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

（補助金の請求）

第16条 交付決定者は、前条の規定により確定通知を受けた場合は、速やかに、東京都北区チャレンジショップ支援事業補助金の請求書（別記第12号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第17条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金の支出の手続きを行い、交付決定者の銀行口座へ振込みを行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第18条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請した年度の末日までに店舗を開店できない又は事業が実施できないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、再度この要綱による交付申請をすることはできない。

（補助金の返還）

第19条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、

期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の経理等)

第20条 交付決定者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(検査等)

第21条 交付決定者は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年11月12日から施行する。